

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

平成29年特別区人事委員会の勧告等に基づき、行政系人事制度等の改正を行うことに伴い、給料表の改定、等級別基準職務表の改正等を行うとともに、配偶者及び子に係る扶養手当の月額改定等を行う。

2 改正概要

（1）行政系人事制度の改正

行政系職種において等級別基準職務表を以下のとおり改めるとともに、給料表の改定を行う。

【行政職給料表（一）等級別基準職務表】

現 行	
職務の級	職務
8 級職	部長、担当部長又は参事の職務
7 級職	統括課長の職務
6 級職	課長、担当課長又は副参事の職務
5 級職	総括係長の職務
4 級職	係長、担当係長又は主査の職務
3 級職	主任主事の職務
2 級職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
1 級職	係員の職務

改 正 案	
職務の級	職務
新 6 級職	部長、担当部長又は参事の職務
新 5 級職	課長、担当課長又は副参事の職務
新 4 級職	課長補佐の職務
新 3 級職	係長、担当係長又は主査の職務
新 2 級職	主任の職務
新 1 級職	係員の職務

※ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の等級別基準職務表についても、それぞれ上記に準じた改正を行う。

参考：行政系人事制度の改正について

管理監督職の適正な確保及び高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を達成するため、職務・職責及び能力・業績を適切に反映したメリハリある人事・給与制度を一層推進するよう、職務分類基準の再編等を行う。

(2) 技能・業務系人事制度の改正

柔軟な任用管理を図り、行政系人事制度の改正等により影響が生じる事項等に対応するため、業務職給料表の改定等を行う。

(3) 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族（父母等）に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人（以下「欠配1子」という。）に係る手当の区分を廃止する。

区分	現 行	改 正 案	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (本則)
配偶者	13,700 円	10,000 円	6,000 円
子 (特定期間 ^{※1} にある子は 4,000 円を加算)	6,000 円	7,500 円	9,000 円
欠配1子	13,700 円	10,000 円 ^{※2及び3}	区分を廃止し、子の 区分を適用 ^{※3}
父母等	6,000 円	6,000 円	6,000 円

※1 子が満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

※2 欠配1子に係る扶養手当の支給を受けている職員で、かつその子が特定期間にある場合の手当額は、平成30年度に限り11,500円とする。

※3 激変緩和措置として、平成30年3月31日に「欠配1子のみ」又は「欠配1子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成30年4月1日以降、引き続き「特定期間がない欠配1子のみ」又は「特定期間がない欠配1子及び父母等」を扶養する期間に限り、当該欠配1子に係る手当額について、平成30年度は11,500円、平成31年度から平成35年度までの間は、子の手当額に4,000円を加算した額とする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。